



日時 3月27日(水)～5月13日(月)

SDGs プロモーター@下京 vol.ゼロ 新コーナーがはじまります!

私たちが暮らす現代においては、気候変動、自然災害、感染症、紛争など、地球規模の課題が経済、環境および社会に重大な影響を及ぼします。

さらに、急速に進む都市化や高齢化など、新しく顕在化した課題もあります。こうした課題が山積する中、2030年に向けて持続可能な開発目標(SDGs)として17のゴール(目標)と169のターゲットが「国連持続可能な開発サミット」(2015(平成27)年)で採択されました。現在、日本を含めた世界各国が目標達成に向け取り組んでいます。

その中で京都市は、ごみ量の大幅な削減や「歩くまち京都」の公共交通優先社会を目指す取組などが高く評価され、日本経済新聞の「全国市区・サステナブル度・SDGs先進度調査」で首位に選ばれました。

次号以降このコーナーでは、区内で活躍する方をSDGsの17のゴールにちなんでご紹介していきます。SDGsの達成に向けては、誰もが起点となって活動することができます。世界をよりよくする活動を下京からはじめませんか。

世界を変えるための17の目標



☎ 地域力推進室まちづくり推進担当(☎371-7170)

転入・転出の手続きをお忘れなく～区役所を臨時開所します～

種類	転入元または転出先	転入		転出	
		必要なもの	提出期限	必要なもの	提出期限
転入届 転出届	市外	転出証明書、本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード、本人・世帯主以外の場合は委任状	転入日から14日以内	本人確認書類、本人・世帯主以外の場合は委任状	転出日までに
	市内	本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード、本人・世帯主以外の場合は委任状		(新住所地で手続き)	
印鑑登録	市外 ※必要な方のみ	本人確認書類、登録する印鑑、本人以外の場合は委任状	—	(新住所地で手続き)	
	市内	手続き不要			

☎ 市民窓口課(☎371-7191)

臨時開所日時 3月24日(日)、31日(日)、4月7日(日)
いずれも9:00～12:00

業務	
住所異動	転入・転出・転居届など
戸籍届出	出生・死亡・婚姻届など
印鑑登録	印鑑登録・抹消など
証明書発行	住民票の写し、戸籍関係証明書、印鑑登録証明書など
3月31日のみ マイナンバー	マイナンバーカードの交付および申請受付(事前予約制)

※一部取り扱わない業務(らくらく窓口証明書交付サービスや税関係証明書の発行など)や、他機関が閉庁しているなどの理由で、対応できないことがあります。

同日、こちらも臨時開所!

- ①エコまちステーション(転入者へのごみの分別、有料指定袋に関する説明)
- ②上下水道局営業所の臨時相談窓口(上下水道に関する受付)

☎ 市民窓口課(☎371-7191)
地域力推進室総務・防災担当(☎371-7163)

ターミナル証明書発行コーナーをぜひご利用ください

営業時間 平日 8:30～19:00
土日 8:30～17:00

※祝日、休日及び12月29日～1月3日を除く

場所 地下鉄四条・竹田・山科・北大路駅、阪急桂駅

取扱業務 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、税関係証明書(当日発行できない場合もあります)、戸籍関係証明書、独身証明書、身分証明書など。詳しくはお問合せください。

持ち物 本人確認書類

※印鑑登録証明書の請求の場合は、印鑑登録証(カード)が必要

☎ 市地域自治推進室(☎222-3085)

原動機付自転車・軽自動車などの廃車申告

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。譲渡・廃棄した、盗難にあったなどで所有状態にない場合は3月29日(金)までに廃車申告をしてください。無申告の場合は、平成31年度も課税されます。

また、軽自動車や126cc以上のバイクの場合で、転出や譲渡により他府県ナンバーに変更する際は、転出・譲渡先の運輸支局などでの手続きとなります。なお、その際に京都市への「税の廃車申告」も忘れずに行ってください。

申告・問合せ先	
原動機付自転車 小型特殊自動車	下京税務センター(☎371-7171) 市納税推進担当(☎213-5467)
126cc以上のバイク	京都運輸支局(☎050-5540-2061)
3輪・4輪の軽自動車	軽自動車検査協会京都事務所(☎050-3816-1844)

下京をより暮らしやすく、安全で魅力的なまちにしたい! 区役所1階ロビー

場所 区役所1階ロビー